

## 災害により住宅に被害が生じた方への災害復興住宅融資のお知らせ

地震、台風、豪雨などにより被災された皆さま方に、心よりお見舞い申し上げます。

独立行政法人住宅金融支援機構は、住宅に被害が生じた方に対して、下記の要領により、災害復興住宅の建設資金、購入資金または補修資金の融資の申込みを受付けていますので、ご案内申し上げます。

### 1 申込みができる方

次の(1)から(4)までの全てにあてはまる必要があります。

※ 住宅の工事が完了している場合は、申込みができません。

(1) 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人または居住者で、地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた方

建設資金 新築購入資金 リ・ユース(中古)購入資金	・住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた方（「一部破損」は除きます。） ・住宅が「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方は「住宅の被害状況に関する申出書」と被害状況が確認できる写真が必要となります。
補修資金	・住宅に10万円以上の被害が生じ、「り災証明書」の交付を受けた方

※ 災害復興住宅融資を利用される方には、申込時に「り災証明書」を提出していただきます。「り災証明書」は、地方公共団体が現地調査等により被害状況を確認し、被災した住宅の被害程度について証明する証明書です。

(2) ご自分が居住するために住宅を建設、購入または補修する方

※ 親孝行ローン（被害が生じた住宅を所有する親のために子が建設、購入または補修を行う場合の融資）も利用できます。①災害により被害を受けた住宅の所有者が、融資を利用する方またはその配偶者の直系の尊属であること、②親孝行ローンにより建設、購入または補修する住宅が、災害により被害が生じた住宅と同一市町村の区域内にあることなどの要件があります。

※ 被災者向けに貸すための住宅を建設、購入または補修する場合も対象になります。連帯保証人が必要になることなどの要件があります。

(3) 年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしている方

年 収	400万円未満	400万円以上
総返済負担率	30%以下	35%以下

(4) 日本国籍の方または永住許可等を受けている外国人の方

### 2 融資を受けることができる住宅

建設	・1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上 175㎡以下の住宅
新築購入	・1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（共同建ての場合は40㎡）以上 175㎡以下の住宅 ・申込受付日から2年前の日以降に竣工した住宅または竣工予定の住宅 ・一戸建ての場合は敷地面積が100㎡以上であること

リ・ユース(中古)購入	・1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（共同建ての場合は40㎡）以上 175㎡以下の住宅 ・一戸建て等の場合は敷地面積が1建築物あたり100㎡以上であること ・築年数に制限はありません。
補修	・床面積および築年数に関する制限はありません。

※ 被害が生じた住宅が175㎡よりも広いときは、その広さまでの住宅を建設または購入できます。

※ 融資を受ける住宅には、居室、台所およびトイレが備えられていることが必要です。

※ 機構が定める技術基準に適合していることが必要です。また、地方公共団体による現場審査を受けることが必要です（建設の場合は屋根工事完了時等、購入の場合は融資承認後かつ竣工後、補修の場合は補修工事完了時です。）。

### 3 融資限度額

融資額は、各所要額（建設費、購入費、補修費など）の合計額または次の表の合計額のいずれか低い額が限度となります。（10万円以上10万円単位）

※ 地方公共団体から住宅の建設費、購入費または補修費に対する補助金等を受ける場合は、融資額が減額になる場合があります。

(1) 建設資金

住宅の構造	建設資金		土地取得資金	整地資金
	基本融資額	特例加算(一般分)		
耐火・準耐火・木造(耐久性)	1,460万円	450万円	970万円	380万円
木造(一般)	1,400万円			

※ 損壊家屋の除去費用は建設費に含めることができ、融資対象となります。

※ 土地取得資金は、土地が流出した場合などに限り利用できます。

※ 土地取得資金または整地資金は、建設資金と併せて利用する場合に限り利用できます（単独では利用できません。）。

(2) 新築購入資金

住宅の構造	購入資金	特例加算(一般分)	
		うち土地取得資金	
耐火・準耐火・木造(耐久性)	2,430万円	970万円	450万円
木造(一般)	2,370万円		

※ 土地取得資金は、購入資金と併せて利用する場合に限り利用できます（単独では利用できません。）。

(3) リ・ユース(中古)購入資金

住宅の構造	購入資金			特例加算(一般分)
	リ・ユース住宅 リ・ユースマンション	リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション	うち 土地取得資金	
耐火・準耐火・木造(耐久性)	2,130万円	2,430万円	970万円	450万円
木造(一般)	1,920万円			

※ 土地取得資金は、購入資金と併せて利用する場合に限り利用できます（単独では利用できません。）。

(4) 補修資金

住宅の構造	補修資金	引方移転資金	整地資金
耐火・準耐火	640万円	380万円	380万円
木造	590万円		

- ※ 引方移転資金と整地資金の両方を利用する場合は、合計で 380万円が限度となります。
- ※ 引方移転資金および整地資金は、補修資金と併せて利用する場合に限り利用できません（単独では利用できません）。

#### 4 融資金利

申込時の金利が適用される全期間固定金利です（適用金利は、原則として毎月改定します。）。

基本融資額等（特例加算（一般）以外）	全期間固定 年1.77%	平成22年6月16日現在
特例加算（一般）	全期間固定 年2.67%	

※ 最新の金利は、機構ホームページまたは機構お客様コールセンターにて確認してください。

#### 5 返済期間

建設 新築購入 （10年以上1年単位）	耐火・準耐火・木造（耐久性）	35年以内	融資の契約日から最長3年間の元金据置期間を設定できます。返済期間は据置期間分延長されます。
	木造（一般）	25年以内	
リ・ユース（中古）購入 （10年以上1年単位）	リ・ユースプラス住宅	35年以内	
	リ・ユース住宅	25年以内	
補修 （1年以上1年単位）	リ・ユースプラスマンション	35年以内	返済期間内で、融資の契約日から1年間の元金据置期間を設定できます。返済期間は延長されません。
	リ・ユースマンション	25年以内	

- ※ 完済時年齢の上限は80歳（親子リレー返済を利用する場合は後継者の年齢）です。
- ※ 据置期間分、返済期間を延長した場合においても、完済時年齢の上限は80歳となります。

#### 6 返済方法

元金均等毎月払い（+ボーナス併用払い）または元利均等毎月払い（+ボーナス併用払い）

- ※ 返済額の試算は、機構ホームページまたは機構お客様コールセンターにて行うことができます。

#### 7 抵当権

- 建設または購入の場合  
建物および敷地に機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。
- 補修の場合  
建物に機構のための抵当権を設定していただきます（審査の結果、敷地にも抵当権を設定していただく場合もあります。）。

※ 抵当権の設定費用はお客様のご負担となります。

#### 8 火災保険

建物に特約火災保険または選択対象火災保険を付けていただき、機構のための第1順位の質権を設定して

たきます。

- ※ 火災保険料はお客様のご負担となります。

#### 9 申込受付期間

り災日（市町村等が交付する「り災証明書」に記載される「り災日」）から2年経過日を受付の終期とします。

#### 10 申込方法

申込関係書類を機構へ郵送することにより申込みができます（随時受け付けています。）。

申込みにあたって必要となる借入申込書、郵送申込用書類などは、機構お客様コールセンターに請求してください。

#### 11 申込みに必要な主な書類

- 災害復興住宅資金借入申込書、資金計画・返済計画表、個人情報の取扱いに関する同意書、商品概要説明書、郵送申込関係書類
- 運転免許証、パスポート、健康保険証または住民基本台帳カード（氏名、住所、生年月日が記載されたもの）のいずれかの写し
- り災証明書の写し
- 申込人の収入および納税に関する公的証明書
- 80円切手を貼った封筒（封筒は、融資予約（承認）通知書送付用のもので、借入申込書と併せて配布します。）
- その他審査上必要な書類

#### 12 融資手数料

不要です。

#### ご注意

- 申込みの条件を満たしている場合でも、審査の結果、融資をお断りすることや希望の融資額から減額することがあります。
- 申込みにあたり、申込本人および連帯債務者の個人信用情報が機構の加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に登録されている場合は、その個人信用情報を機構の融資審査に利用します。また、融資にあたり、融資内容を同機関に登録します。

#### お問合せ・申込関係書類の請求

災害により住宅に被害が生じた方に対する融資などの相談並びに「災害復興住宅融資のご案内」（パンフレット）および申込みに必要な書類の請求については、機構お客様コールセンター（被災者専用ダイヤル）でお受けします。

#### 住宅金融支援機構お客様コールセンター（被災者専用ダイヤル）

 0120-086-353

- ご利用いただけない場合（IP電話など）は、TEL 048-615-0420におかけください。
- 営業時間 毎日9:00～17:00（祝日、年末年始は休業）

また、詳細は、住宅金融支援機構ホームページ（<http://www.jhf.go.jp>）または「災害復興住宅融資のご案内」（パンフレット）にて確認してください。